

○熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項

(平成4年4月1日告示第261号の14)

改正 平成5年9月10日告示第734号 平成8年3月1日告示第168号
平成8年4月3日告示第278号 平成12年3月31日告示第342号
平成13年3月12日告示第196号 平成14年11月13日告示第889号
平成15年5月2日告示第483号の2 平成16年3月31日告示第335号の2
平成20年12月12日告示第1082号 平成21年8月11日告示第762号
平成26年9月30日告示第942号の3 平成27年12月25日告示第1126号
令和3年3月30日告示第309号 令和3年11月9日告示第952号
[令和4年3月25日告示第227号](#)

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項を次のように定める。

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 母子福祉資金(第2条―第32条)
- 第3章 父子福祉資金(第32条の2)
- 第4章 寡婦福祉資金(第33条)
- 第5章 雑則(第34条・第35条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「政令」という。)に定めがあるもののほか、法第13条第1項各号に掲げる資金（以下「母子福祉資金」という。）の貸付け及び法第31条の6第1項各号に掲げる資金（以下「父子福祉資金」という。）の貸付け並びに法第32条第1項各号(法附則第6条第1項においてその例によるとされる場合を含む。)に掲げる資金(以下「寡婦福祉資金」という。)の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 母子福祉資金

(貸付けの申請)

第2条 法第13条第1項の規定により母子福祉資金の貸付けを受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、連帯保証人(第4条に規定する連帯保証人をいう。以下同じ。)を立てる場合にあっては連帯保証人とともに、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書に署名し、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその者が扶養している児童（申請者で現に児童を扶養しているものが同時に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条の規定により 20 歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその 20 歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下「児童」という。）の戸籍謄本（申請者が児童本人である場合にあっては、申請者及びその者を扶養している者の戸籍謄本）
 - (2) 申請者及びその者が扶養している児童の世帯全員の住民票（申請者が児童本人である場合にあっては申請者及びその者を扶養している者の世帯全員の住民票）
 - (3) 申請者が 20 歳未満の児童本人である場合にあっては、法定代理人の貸付同意書
 - (4) 市町村長が発行する申請者及び同一世帯員の前年の所得証明書（1 月 1 日から 5 月 31 日までに申請する者については、前前年の所得証明書）
 - (5) 連帯保証人を立てる場合にあっては、連帯保証人の所得証明書
 - (6) 家計の状況調べ（申請者が児童本人の場合にあっては、申請者及びその者を扶養している者の家計の状況を記載したもの）
 - (7) 申請者が生活保護受給者であるときは、福祉事務所長の意見書（被保護者用）
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 2 法附則第 3 条第 1 項の規定により父母のない児童が母子福祉資金の貸付けを受けようとするときは、前項に掲げる書類のほか、父母のない児童である事実を証明する書類及び法定代理人の貸付同意書を知事に提出しなければならない。
- 第 3 条 法第 14 条の規定により母子福祉資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、母子・父子福祉団体貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 法人の登記簿謄本
 - (2) 定款又は寄附行為の写し
 - (3) 前年度事業収支決算書及び貸付けの対象事業についての資金借入れ後の最初の決算期の決算見込書
 - (4) 母子・父子福祉団体が行う事業に使用される配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの母子世帯証明書
 - (5) その他知事が必要と認める書類
(連帯保証人)
- 第 4 条 政令第 8 条第 5 項又は第 9 条第 1 項の保証人は、身元確実で償還能力がある連帯保証人とし、1 人以上でなければならない。
(貸付けの決定)
- 第 5 条 知事は、第 2 条及び第 3 条の書類を受理したときは、内容を審査し、速やかに必要な調査を行い、貸付けの可否及び額を決定するものとする。
- 2 知事は、貸付けの可否及び額を決定するに当たり、母子父子寡婦福祉資金貸付委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

- 3 知事は、貸付けの決定をしたときは母子福祉資金貸付決定通知書により、貸付けをしない旨の決定をしたときは母子福祉資金貸付不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第6条 母子福祉資金の貸付決定を受けた者は、母子福祉資金借用書(以下この章において「借用書」という。)に連帯保証人を立てた場合にあっては連帯保証人とともに、次の各号に該当する場合にあっては当該各号に定める者とともに署名押印し、当該署名押印した者に係る印鑑証明書を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金の貸付けを受ける場合(申請者が児童本人である場合を除く。) 当該資金の貸付けにより修学をし、知識技能を習得し、就職し、又は入学し、若しくは入所する者
- (2) 法附則第3条第1項の規定により父母のない児童が前号に掲げる資金の貸付けを受ける場合 法定代理人

- 2 母子福祉資金の貸付決定を受けた母子・父子福祉団体は、借用書に全理事が署名押印し、当該理事に係る印鑑証明書を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(資金の貸付方法)

第7条 母子福祉資金(母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金及び母子生活資金(以下この章において「継続資金」と総称する。))を除く。)は、当該資金の貸付決定を受けた者が借用書を提出したときに、貸付金額を一括して貸し付けるものとする。

- 2 継続資金は、毎年4月、7月、10月及び翌年1月の4期に貸し付けるものとし、当該資金の貸付決定を受けた者が借用書を提出したときに、第2条第1項の母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請書を受け付けた日の属する月分から次の貸付期の前月分までを交付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、母子技能習得資金については、特別の事情がある場合に限り、当該資金の貸付決定を受けた者が借用書を提出したときに、貸付金額を一括して貸し付けることができる。

(完了報告等)

第8条 母子事業開始資金、母子事業継続資金、母子住宅資金、母子技能習得資金(運転免許取得に係るものに限る。)、母子修業資金(運転免許取得に係るものに限る。)、母子就職支度資金、母子医療介護資金、母子転宅資金又は母子結婚資金の貸付けを受けた者及び母子・父子福祉団体は、貸付けの申請理由の完了後、速やかに母子(父子・寡婦)福祉資金事業等完了届を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、資金交付後、必要に応じて貸付金の使途、貸付けの目的達成の状況等の調査を行うものとする。
- 3 知事は、前項の調査のため貸付け後の使途等を明らかにするために必要な書類の閲覧若しくは提出を求め、又はその職員にこれらの事項に関し、母子福祉資金の貸付けを

受けている者(以下この章において「借受人」という。)若しくは連帯保証人その他の関係人に質問させることができる。

(増額貸付けの申請)

第9条 知事は、継続資金の貸付けを受けている者で、その貸付けを受けている額が当該継続資金の貸付けの限度額に満たないものに対し、当該限度額の範囲内で当該継続資金を増額して貸し付けることができる。

- 2 前項の規定により増額して継続資金の貸付けを受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金額増額申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請を承認したときは母子福祉資金貸付金額増額承認通知書により、承認しないときは母子福祉資金貸付金額増額不承認通知書により増額貸付けを申請した者へ通知するものとする。

(減額貸付けの申出)

第10条 継続資金の貸付けを受けている者は、貸付金額の減額を申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申出を受けたときは、母子福祉資金貸付金額減額決定通知書により貸付金額の減額を申し出た者に通知するものとする。

(継続貸付けの申請)

第11条 法第13条第3項の規定により継続して修学資金又は修業資金の貸付けを受けようとする児童(以下この章において「貸付継続申請者」という。)は、連帯保証人とともに、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付継続申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 貸付継続申請者の戸籍謄本
- (2) 法定代理人の貸付同意書
- (3) 政令第5条第2項各号のいずれかに該当することを証する書類

- 2 知事は、前項の申請を承認したときは母子福祉資金貸付継続決定通知書により、承認しないときは母子福祉資金貸付継続不承認通知書により申請者へ通知するものとする。

(異動等の届出)

第12条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号に定める書類により遅滞なく知事に届け出なければならない。

- (1) 借受人又はその連帯保証人が氏名、住所、個人番号又は貸付金の振込口座を変更した場合（借受人が母子・父子福祉団体である場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地、法人番号又は貸付金の振込口座を変更した場合） 氏名等変更届
- (2) 借受人が死亡した場合(前条第1項の母子（父子・寡婦）福祉資金貸付継続申請書を提出する場合を除く。) 死亡届(債務承認書)

- (3) 母子修学資金により修学している児童が休学し、又は復学した場合 休学、復学届
- (4) 償還金振替口座を変更し、又は廃止する場合 母子(父子・寡婦)福祉資金償還金口座振替変更廃止届
- (5) 母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付けを受けている者が、当該事業を休止し、若しくは廃止し、又は内容を変更する場合 事業休止、廃止、変更届(母子・父子福祉団体の届出事項)

第 13 条 母子福祉資金の貸付けを受けている母子・父子福祉団体は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その旨を遅滞なく知事に届け出なければならない。

- (1) 団体の名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地を変更したとき。
- (2) 理事の変更があったとき。
- (3) 解散したとき。
- (4) 貸付金の貸付けの対象となった事業を廃止したとき、又はその事業に従事する者について法第 14 条に規定する要件が満たされなくなったとき。

(連帯保証人変更の申請)

第 14 条 借受人は、連帯保証人を変更する必要があるときは、母子(父子・寡婦)福祉資金連帯保証人変更申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を承認したときは母子福祉資金連帯保証人変更承認通知書により、承認しないときは母子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書により借受人に通知するものとする。

(在学等の届出)

第 15 条 継続資金の貸付けを受けている者は、毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に世帯の住民票(その者が児童本人の場合にあっては、その者及びその者を扶養している者の世帯全員の住民票)を添えて、母子(父子・寡婦)福祉資金在学等届又は母子(父子・寡婦)福祉資金在学等届(生活資金用)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項に掲げるもののほか、知事が必要と認める場合は、参考資料の提出を求めることができる。

(貸付辞退の申出)

第 16 条 継続資金の貸付けを受けている者は、母子(父子・寡婦)福祉資金貸付辞退申出書により知事に申し出ることによって貸付けを辞退することができる。

- 2 継続資金以外の母子福祉資金の貸付決定を受けた者は、当該資金の貸付けを受ける前に母子(父子・寡婦)福祉資金貸付辞退申出書により知事に申し出ることによって貸付けを辞退することができる。
- 3 知事は、前 2 項の書類を受理した場合は、将来に向かってその貸付けをやめるものとする。

(貸付けの停止)

第 17 条 知事は、継続資金の貸付けを受けている者が熊本県外へ住所を移動した場合で、法、政令又はこの要項に定める貸付要件の確認が困難となったときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から将来に向かって貸付けをやめるものとする。

2 知事は、母子修学資金の貸付けを受けている者が他の公的奨学金の貸付け又は給付を受けるようになったときは、当該事由が生じた日の属する月から将来に向かって貸付けをやめるものとする。

(資格喪失の届出)

第 18 条 借受人は、政令第 12 条又は前条に規定する貸付停止事由が生じたときは、母子（父子・寡婦）福祉資金資格喪失届により遅滞なく知事に届け出なければならない。

2 前項に該当する場合で、借受人が死亡したときは、連帯保証人又は同居の親族が代わって届け出なければならない。

3 知事は、第 1 項の母子（父子・寡婦）福祉資金資格喪失届を受理した場合は、母子福祉資金貸付停止通知書により借受人に通知するものとする。

(貸付決定の取消し)

第 19 条 知事は、貸付決定後、貸付決定を受けた者が次の各号に該当するに至った場合は、貸付決定を取り消すものとする。

(1) やむを得ない事情がないにもかかわらず、借用書の提出を著しく怠ったとき。

(2) 事情の変化により、法、政令及びこの要項に定める貸付けに要する条件を満たさなくなったとき。

2 知事は、貸付決定の取消しを決定したときは、母子福祉資金貸付決定取消通知書により貸付決定を受けた者に通知するものとする。

(据置期間)

第 20 条 継続資金の貸付けを辞退した者が既に貸付けを受けた資金の据置期間は、政令第 8 条に定めるとおりとする。

(据置期間延長の申請)

第 21 条 政令第 8 条第 6 項の規定により据置期間の延長を受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金据置期間延長申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を承認したときは母子福祉資金据置期間延長承認通知書により、承認しないときは母子福祉資金据置期間延長不承認通知書により据置期間の延長を申請した者に通知するものとする。

(償還期限)

第 22 条 母子福祉資金のうち次の各号に掲げる資金の償還期限は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 母子修学資金 貸付けを受けた期間の 4 倍の期間以内

- (2) 母子技能習得資金 貸付けを受けた期間の4倍の期間以内(特別貸付・自動車運転免許取得のための資金は6年以内)
- (3) 母子修業資金 貸付けを受けた期間の4倍の期間以内(特別貸付・自動車運転免許取得のための資金は6年以内)
- (4) 母子就学支度資金 5年以内
(納期限)

第23条 貸付金の償還期限(末日が銀行休業日の場合は次の最初の銀行営業日を償還期限とする。)は、月賦の場合は毎月末日と、半年賦の場合は6月末日及び12月25日と、年賦の場合は毎年12月25日とする。

- 2 年賦又は半年賦の場合で、借受人の申出により知事が別に期日を指定したときは、その指定した期日を償還期日とする。
(償還金支払猶予の申請)

第24条 政令第19条第1項の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子(父子・寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 政令第19条第1項第1号に該当する場合 官公署の証明書、医師の診断書その他やむを得ない理由により償還期限内に償還金を支払うことが著しく困難となったことを証する書類
 - (2) 政令第19条第1項第2号に該当する場合 在学証明書又は修業資金の貸付けにより知識技能を習得していることを証する書類
- 2 知事は、前項の申請を承認したときは母子福祉資金支払猶予承認通知書により、承認しないときは母子福祉資金支払猶予不承認通知書により償還金の支払猶予を申請した者に通知するものとする。
(償還方法等変更の申請)

第25条 借受人が、償還期間又は償還金の償還方法を変更しようとする場合は、母子(父子・寡婦)福祉資金償還方法等変更申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を承認したときは母子(父子・寡婦)福祉資金償還方法等変更承認通知書により、承認しないときは母子(父子・寡婦)福祉資金償還方法等変更不承認通知書により償還期間又は償還金の償還方法の変更を申請した者に通知するものとする。
(借用書の改定)

第26条 貸付けを辞退し、若しくは停止された者又は連帯保証人の変更、貸付金額の増額若しくは減額若しくは償還金の支払猶予等の承認を受けた者は、速やかに内容を改定した借用書を新たに作成し、知事に提出しなければならない。

(繰上償還の申出)

第 27 条 政令第 8 条第 3 項の規定により償還金の繰上償還をしようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金繰上償還申出書により知事に申し出るものとする。

(違約金免除の申請)

第 28 条 政令第 17 条ただし書の規定により違約金の徴収免除を受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金違約金徴収免除申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を承認したときは母子福祉資金違約金徴収免除承認通知書により、承認しないときは母子福祉資金違約金徴収免除不承認通知書により違約金の償還免除を申請した者に通知するものとする。

(一時償還)

第 29 条 知事は、政令第 8 条第 4 項及び第 16 条の規定により母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金(以下「貸付金」という。)の一部又は全部につき一時償還を請求するときは、母子（父子・寡婦）福祉資金一時償還請求書により一時償還すべき者に通知するものとする。

(償還免除の申請)

第 30 条 法第 15 条の規定により償還の免除を受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除申請書に、同条に規定する償還免除を受けることができる場合に該当することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、貸付金の償還の免除を決定したときは、償還免除を申請した者に通知するものとする。

(督促)

第 31 条 知事は、償還金を納期限までに納入しない借受人があるときは、速やかに督促状を発行するものとする。

2 知事は、督促状に定める納期限までに償還金の納入がないときは、借受人(連帯保証人を立てた場合にあっては、借受人及び連帯保証人)に発行の日から 15 日以内における適宜の日を納期限とする催告状を発行するものとする。

(借用書の返還等)

第 32 条 知事は、貸付金の償還を完了した者に対し、母子福祉資金償還完了通知書によりその旨を通知するとともに、当該貸付金に係る借用書を返還するものとする。

第 3 章 父子福祉資金

(母子福祉資金の貸付けに関する規定の父子福祉資金への準用)

第 32 条の 2 第 2 条(第 2 項を除く。)、第 3 条から第 5 条まで、第 6 条(第 1 項第 2 号を除く。)及び第 7 条から前条までの規定は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	第13条第1項	第31条の6第1項
第3条	第14条	第31条の6第4項において準用する法第14条
第3条第4号	配偶者のない女子	配偶者のない男子
	母子世帯証明書	父子世帯証明書
第5条第3項	母子福祉資金貸付決定通知書	父子福祉資金貸付決定通知書
	母子福祉資金貸付不承認通知書	父子福祉資金貸付不承認通知書
第6条第1項	母子福祉資金借用書	父子福祉資金借用書
第6条第1項 第1号	母子修学資金	父子修学資金
	母子修業資金	父子修業資金
	母子就職支度資金	父子就職支度資金
	母子就学支度資金	父子就学支度資金
第7条第1項	母子修学資金	父子修学資金
	母子技能習得資金	父子技能習得資金
	母子修業資金	父子修業資金
	母子生活資金	父子福祉資金
第7条第3項	母子技能習得資金	父子技能習得資金
第8条第1項	母子事業開始資金	父子事業開始資金
	母子事業継続資金	父子事業継続資金
	母子住宅資金	父子住宅資金
	母子技能習得資金	父子技能習得資金
	母子修業資金	父子修業資金
	母子就職支度資金	父子就職支度資金
	母子医療介護資金	父子医療介護資金
	母子転宅資金	父子転宅資金
	母子結婚資金	父子結婚資金
第9条第3項	母子福祉資金貸付金額増額承認通知書	父子福祉資金貸付金額増額承認通知書
	母子福祉資金貸付金額増額不承認通知書	父子福祉資金貸付金額増額不承認通知書
第10条第2項	母子福祉資金貸付減額決定通知書	父子福祉資金貸付減額決定通知書
第11条第1項	第13条第3項	第31条の6第3項
第11条第1項 3号	第5条第2項	第31条の3第2項
第11条第2項	母子福祉資金貸付継続決定通知書	父子福祉資金貸付継続決定通知書

	母子福祉資金貸付継続不承認通知書	父子福祉資金貸付継続不承認通知書
第 12 条第 3 号	母子修学資金	父子修学資金
第 12 条第 5 号	母子事業開始資金	父子事業開始資金
	母子事業継続資金	父子事業継続資金
第 13 条第 4 号	第 14 条	第 31 条の 6 第 4 項において準用する法第 14 条
第 14 条第 2 項	母子福祉資金連帯保証人変更承認通知書	父子福祉資金連帯保証人変更承認通知書
	母子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書	父子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書
第 17 条第 2 項	母子修学資金	父子修学資金
第 18 条第 1 項	第 12 条	第 31 条の 7 において準用する政令第 12 条
第 18 条第 3 項	母子福祉資金貸付停止通知書	父子福祉資金貸付停止通知書
第 19 条第 2 項	母子福祉資金貸付決定取消通知書	父子福祉資金貸付決定取消通知書
第 20 条	第 8 条	第 31 条の 6
第 21 条第 1 項	第 8 条第 6 項	第 31 条の 6 第 6 項
第 21 条第 2 項	母子福祉資金据置期間延長承認通知書	父子福祉資金据置期間延長承認通知書
	母子福祉資金据置期間延長不承認通知書	父子福祉資金据置期間延長不承認通知書
第 22 条第 1 号	母子修学資金	父子修学資金
第 22 条第 2 号	母子技能習得資金	父子技能習得資金
第 22 条第 3 号	母子修業資金	父子修業資金
第 22 条第 4 号	母子就学支度資金	父子就学支度資金
第 24 条第 1 項	第 19 条第 1 項	第 31 条の 7 において準用する政令第 19 条第 1 項
第 24 条第 1 項第 1 号	第 19 条第 1 項第 1 号	第 31 条の 7 において準用する政令第 19 条第 1 項第 1 号
第 24 条第 1 項第 2 号	第 19 条第 1 項第 2 号	第 31 条の 7 において準用する政令第 19 条第 1 項第 2 号
第 24 条第 2 項	母子福祉資金支払猶予承認通知書	父子福祉資金支払猶予承認通知書
	母子福祉資金支払猶予不承認通知書	父子福祉資金支払猶予不承認通知書
第 27 条	第 8 条第 3 項	第 31 条の 6 第 3 項

第 28 条第 1 項	第 17 条ただし書	第 31 条の 7 において準用する政令第 17 条ただし書
第 28 条第 2 項	母子福祉資金違約金徴収免除承認通知書	父子福祉資金違約金徴収免除承認通知書
	母子福祉資金違約金徴収免除不承認通知書	父子福祉資金違約金徴収免除不承認通知書
第 29 条	第 8 条第 4 項	第 31 条の 6 第 4 項
	第 16 条	第 31 条の 7 において準用する政令第 16 条
	母子福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金
	母子福祉資金一時償還請求書	父子福祉資金一時償還請求書
第 30 条第 1 項	第 15 条	第 31 条の 6 第 5 項において準用する法第 15 条
第 32 条	母子福祉資金償還完了通知書	父子福祉資金償還完了通知書

第 4 章 寡婦福祉資金

(母子福祉資金の貸付けに関する規定の寡婦福祉資金への準用)

第 33 条 第 2 条(第 1 項第 3 号及び第 2 項を除く。)、第 3 条から第 5 条まで、第 6 条(第 1 項第 2 号を除く。)、第 7 条から第 10 条まで、第 11 条(第 1 項第 2 号を除く。)及び第 12 条から第 32 条までの規定は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条第 1 項	第 13 条第 1 項	第 32 条第 1 項
第 2 条第 1 項第 1 号	扶養している児童（申請者で現に児童を扶養しているものが同時に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条の規定により 20 歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその 20 歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下「児童」という。）	民法第 877 条の規定により扶養している 20 歳以上である子その他これに準ずる者（以下「寡婦の被扶養者」という。）
第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号	児童本人	寡婦の被扶養者本人
第 3 条	第 14 条	第 32 条第 4 項において準用する法第 14 条
第 3 条第 4 号	児童	寡婦の被扶養者
	母子世帯証明書	寡婦証明書

第 4 条	第 8 条第 5 項又は第 9 条第 1 項	第 37 条第 5 項又は第 38 条において準用する政令第 9 条第 1 項
第 5 条第 3 項	母子福祉資金貸付決定通知書	寡婦福祉資金貸付決定通知書
	母子福祉資金貸付不承認通知書	寡婦福祉資金貸付不承認通知書
第 6 条第 1 項	母子福祉資金借用書	寡婦福祉資金借用書
第 6 条第 1 項第 1 号	母子修学資金	寡婦修学資金
	母子修業資金	寡婦修業資金
	母子就職支度資金又は母子就学支度資金	又は寡婦就学支度資金
第 7 条第 1 項	母子修学資金	寡婦修学資金
	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
	母子修業資金	寡婦修業資金
	母子生活資金	寡婦生活資金
第 7 条第 3 項	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
第 8 条第 1 項	母子事業開始資金	寡婦事業開始資金
第 8 条第 1 項	母子事業継続資金	寡婦事業継続資金
	母子住宅資金	寡婦住宅資金
	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
	母子修業資金	寡婦修業資金
	母子就職支度資金	寡婦就職支度資金
	母子医療介護資金	寡婦医療介護資金
	母子転宅資金	寡婦転宅資金
	母子結婚資金	寡婦結婚資金
第 9 条第 3 項	母子福祉資金貸付金額増額承認通知書	寡婦福祉資金貸付金額増額承認通知書
	母子福祉資金貸付金額増額不承認通知書	寡婦福祉資金貸付金額増額不承認通知書
第 10 条第 2 項	母子福祉資金貸付減額決定通知書	寡婦福祉資金貸付減額決定通知書
第 11 条第 1 項	第 13 条第 3 項	第 32 条第 2 項
	児童	寡婦の被扶養者
第 11 条第 1 項第 3 号	第 5 条第 2 項	第 33 条第 2 項

第 11 条第 2 項	母子福祉資金貸付継続決定通知書	寡婦福祉資金貸付継続決定通知書
	母子福祉資金貸付継続不承認通知書	寡婦福祉資金貸付継続不承認通知書
第 12 条第 3 号	母子修学資金	寡婦修学資金
	児童	寡婦の被扶養者
第 12 条第 5 号	母子事業開始資金	寡婦事業開始資金
	母子事業継続資金	寡婦事業継続資金
第 13 条第 4 号	第 14 条	第 32 条第 4 項において準用する法第 14 条
第 14 条第 2 項	母子福祉資金連帯保証人変更承認通知書	寡婦福祉資金連帯保証人変更承認通知書
	母子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書	寡婦福祉資金連帯保証人変更不承認通知書
第 15 条第 1 項	児童本人	寡婦の被扶養者本人
第 17 条第 2 項	母子修学資金	寡婦修学資金
第 18 条第 1 項	第 12 条	第 38 条において準用する政令第 12 条
第 18 条第 3 項	母子福祉資金貸付停止通知書	寡婦福祉資金貸付停止通知書
第 19 条第 2 項	母子福祉資金貸付決定取消通知書	寡婦福祉資金貸付決定取消通知書
第 20 条	第 8 条	第 37 条
第 21 条第 1 項	第 8 条第 6 項	第 37 条第 6 項
第 21 条第 2 項	母子福祉資金据置期間延長承認通知書	寡婦福祉資金据置期間延長承認通知書
	母子福祉資金据置期間延長不承認通知書	寡婦福祉資金据置期間延長不承認通知書
第 22 条第 1 号	母子修学資金	寡婦修学資金
第 22 条第 2 号	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
第 22 条第 3 号	母子修業資金	寡婦修業資金
第 22 条第 4 号	母子就学支度資金	寡婦就学支度資金

第 24 条第 1 項	第 19 条第 1 項	第 38 条において準用する政令第 19 条第 1 項
第 24 条第 1 項第 1 号	第 19 条第 1 項第 1 号	第 38 条において準用する政令第 19 条第 1 項第 1 号
第 24 条第 1 項第 2 号	第 19 条第 1 項第 2 号	第 38 条において準用する政令第 19 条第 1 項第 2 号
第 24 条第 2 項	母子福祉資金支払猶予承認通知書	寡婦福祉資金支払猶予承認通知書
	母子福祉資金支払猶予不承認通知書	寡婦福祉資金支払猶予不承認通知書
第 27 条	第 8 条第 3 項	第 37 条第 3 項
第 28 条第 1 項	第 17 条ただし書	第 38 条において準用する政令第 17 条ただし書
第 28 条第 2 項	母子福祉資金違約金徴収免除承認通知書	寡婦福祉資金違約金徴収免除承認通知書
	母子福祉資金違約金徴収免除不承認通知書	寡婦福祉資金違約金徴収免除不承認通知書
第 29 条	第 8 条第 4 項	第 37 条第 4 項
	第 16 条	第 38 条において準用する政令第 16 条
	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
	母子福祉資金一時償還請求書	寡婦福祉資金一時償還請求書
第 30 条第 1 項	第 15 条	第 32 条第 5 項において準用する法第 15 条
第 32 条	母子福祉資金償還完了通知書	寡婦福祉資金償還完了通知書

第 5 章 雑則

(書類の様式)

第 34 条 この要項に定める書類の様式は、別表のとおりとする。

(雑則)

第 35 条 この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要項の施行前に廃止前の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この要項に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成5年9月10日告示第734号)

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(平成8年3月1日告示第168号)

この要項は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月3日告示第278号)

- 1 この要項は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項に基づいて発行された督促状は、改正後の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項に基づいて発行された督促状とみなす。
- 3 この要項の施行の際現にある改正前の様式による督促状については、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則(平成12年3月31日告示第342号)

(施行期日)

- 1 この要項は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 改正前の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項に定める様式の用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成13年3月12日告示第196号)

- 1 この要項は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、改正前の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の規定に基づいて提出されている貸付申請書その他の書類は、改正後の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成 14 年 11 月 13 日告示第 889 号)

この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の規定(第 7 条第 3 項の規定を除く。)は、平成 14 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 5 月 2 日告示第 483 号の 2)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日告示第 335 号の 2)

- 1 この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前に他の公的奨学金の貸付け又は給付を受けるようになった場合における貸付けの停止については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 12 月 12 日告示第 1082 号)

この要項は、平成 20 年 12 月 12 日から施行する。

附 則(平成 21 年 8 月 11 日告示第 762 号)

- 1 この要項は、平成 21 年 8 月 11 日から施行し、平成 21 年 6 月 5 日(次項において「適用日」という。)から適用する。
- 2 この要項による改正後の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の規定は、適用日以後の申請に係る母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて適用し、適用日前の申請に係る母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日告示第 942 号の 3)

(施行期日)

- 1 この要項は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要項の施行の際改正前の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項(以下「旧要項」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項(以下「新要項」という。)の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

- 3 この要項の施行の際旧要項の規定により交付されている通知書は、新要項の規定により交付された通知書とみなす。
- 4 この要項の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成 27 年 12 月 25 日告示第 1126 号)

- 1 この要項は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行の際改正前の熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日告示第 309 号)

(施行期日)

- 1 この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の改正による熊本県母子（父子・寡婦）福祉資金貸付要項の規定は、適用日以後の申請に係る母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金の貸付けについて適用し、適用日前の申請に係る母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 8 条第 4 項、第 31 条の 6 第 4 項及び第 37 条第 4 項の規定に基づく一時償還は、この要項の施行の日前に交付を受けた母子修学資金及び母子就学支度資金、父子修学資金及び父子就学支度資金並びに寡婦修学資金及び寡婦就学支度資金の貸付金のうち、当該資金の貸付けを受けた者又はその者以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが令和 2 年 4 月 1 日以後に受ける大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 3 条に規定する大学等における修学の支援の額に相当する額についても適用する。

- 3 この要項の施行の際改正前の熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(令和 3 年 11 月 9 日告示第 952 号)

この要項は、令和 3 年 11 月 9 日から施行する。

附 則(令和4年3月25日告示第227号)

- 1 この要項は、令和4年3月25日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

別表(第 34 条関係)

書類	様式
母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書	別記第 1 号様式
母子・父子福祉団体貸付申請書	別記第 2 号様式
福祉事務所長の意見書（被保護者用）	別記第 3 号様式
家計の状況調べ	別記第 4 号様式
法定代理人の貸付同意書	別記第 5 号様式
母子世帯証明書	別記第 6 号様式その 1
父子世帯証明書	別記第 6 号様式その 2
寡婦証明書	別記第 6 号様式その 3
母子福祉資金貸付決定通知書	別記第 7 号様式その 1
父子福祉資金貸付決定通知書	別記第 7 号様式その 2
寡婦福祉資金貸付決定通知書	別記第 7 号様式その 3
母子福祉資金貸付不承認通知書	別記第 8 号様式その 1
父子福祉資金貸付不承認通知書	別記第 8 号様式その 2
寡婦福祉資金貸付不承認通知書	別記第 8 号様式その 3
母子福祉資金借用書	別記第 9 号様式その 1
父子福祉資金借用書	別記第 9 号様式その 2
寡婦福祉資金借用書	別記第 9 号様式その 3
母子(父子・寡婦)福祉資金事業等完了届	別記第 10 号様式
母子(父子・寡婦)福祉資金貸付金額増額申請書	別記第 11 号様式
母子福祉資金貸付金額増額承認通知書	別記第 12 号様式その 1
父子福祉資金貸付金額増額承認通知書	別記第 12 号様式その 2
寡婦福祉資金貸付金額増額承認通知書	別記第 12 号様式その 3
母子福祉資金貸付金額増額不承認通知書	別記第 13 号様式その 1
父子福祉資金貸付金額増額不承認通知書	別記第 13 号様式その 2
寡婦福祉資金貸付金額増額不承認通知書	別記第 13 号様式その 3
母子福祉資金貸付金額減額決定通知書	別記第 14 号様式その 1
父子福祉資金貸付金額減額決定通知書	別記第 14 号様式その 2
寡婦福祉資金貸付金額減額決定通知書	別記第 14 号様式その 3
母子(父子・寡婦)福祉資金貸付継続申請書	別記第 15 号様式
母子福祉資金貸付継続決定通知書	別記第 16 号様式その 1
父子福祉資金貸付継続決定通知書	別記第 16 号様式その 2
寡婦福祉資金貸付継続決定通知書	別記第 16 号様式その 3
母子福祉資金貸付継続不承認通知書	別記第 17 号様式その 1
父子福祉資金貸付継続不承認通知書	別記第 17 号様式その 2

寡婦福祉資金貸付継続不承認通知書	別記第 17 号様式その 3
氏名等変更届	別記第 18 号様式
死亡届(債務承認書)	別記第 19 号様式
休学、復学届	別記第 20 号様式
母子(父子・寡婦)福祉資金償還金口座振替変更廃止届	別記第 21 号様式
事業休止、廃止、変更届	別記第 22 号様式
母子(父子・寡婦)福祉資金連帯保証人変更申請書	別記第 23 号様式
母子福祉資金連帯保証人変更承認通知書	別記第 24 号様式その 1
父子福祉資金連帯保証人変更承認通知書	別記第 24 号様式その 2
寡婦福祉資金連帯保証人変更承認通知書	別記第 24 号様式その 3
母子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書	別記第 25 号様式その 1
父子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書	別記第 25 号様式その 2
寡婦福祉資金連帯保証人変更不承認通知書	別記第 25 号様式その 3
母子(父子・寡婦)福祉資金在学等届	別記第 26 号様式その 1
母子(父子・寡婦)福祉資金在学等届(生活資金用)	別記第 26 号様式その 2
母子(父子・寡婦)福祉資金貸付辞退申出書	別記第 27 号様式
母子(父子・寡婦)福祉資金資格喪失届	別記第 28 号様式
母子福祉資金貸付停止通知書	別記第 29 号様式その 1
父子福祉資金貸付停止通知書	別記第 29 号様式その 2
寡婦福祉資金貸付停止通知書	別記第 29 号様式その 3
母子福祉資金貸付決定取消通知書	別記第 30 号様式その 1
父子福祉資金貸付決定取消通知書	別記第 30 号様式その 2
寡婦福祉資金貸付決定取消通知書	別記第 30 号様式その 3
母子(父子・寡婦)福祉資金据置期間延長申請書	別記第 31 号様式
母子福祉資金据置期間延長承認通知書	別記第 32 号様式その 1
父子福祉資金据置期間延長承認通知書	別記第 32 号様式その 2
寡婦福祉資金据置期間延長承認通知書	別記第 32 号様式その 3
母子福祉資金据置期間延長不承認通知書	別記第 33 号様式その 1
父子福祉資金据置期間延長不承認通知書	別記第 33 号様式その 2
寡婦福祉資金据置期間延長不承認通知書	別記第 33 号様式その 3
母子(父子・寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書	別記第 34 号様式
母子福祉資金支払猶予承認通知書	別記第 35 号様式その 1
父子福祉資金支払猶予承認通知書	別記第 35 号様式その 2
寡婦福祉資金支払猶予承認通知書	別記第 35 号様式その 3
母子福祉資金支払猶予不承認通知書	別記第 36 号様式その 1
父子福祉資金支払猶予不承認通知書	別記第 36 号様式その 2
寡婦福祉資金支払猶予不承認通知書	別記第 36 号様式その 3

母子(父子・寡婦)福祉資金償還方法等変更申請書	別記第 37 号様式
母子(父子・寡婦)福祉資金償還方法等変更承認通知書	別記第 38 号様式
母子(父子・寡婦)福祉資金償還方法等変更不承認通知書	別記第 39 号様式
母子(父子・寡婦)福祉資金繰上償還申出書	別記第 40 号様式
母子(父子・寡婦)福祉資金違約金徴収免除申請書	別記第 41 号様式
母子福祉資金違約金徴収免除承認通知書	別記第 42 号様式その 1
父子福祉資金違約金徴収免除承認通知書	別記第 42 号様式その 2
寡婦福祉資金違約金徴収免除承認通知書	別記第 42 号様式その 3
母子福祉資金違約金徴収免除不承認通知書	別記第 43 号様式その 1
父子福祉資金違約金徴収免除不承認通知書	別記第 43 号様式その 2
寡婦福祉資金違約金徴収免除不承認通知書	別記第 43 号様式その 3
母子(父子・寡婦)福祉資金一時償還請求書 (大学修学支援用)	別記第 44 号様式その 1
母子(父子・寡婦)福祉資金一時償還請求書	別記第 44 号様式その 2
母子(父子・寡婦)福祉資金償還免除申請書	別記第 45 号様式
督促状	別記第 46 号様式
催告状	別記第 47 号様式
母子福祉資金償還完了通知書	別記第 48 号様式その 1
父子福祉資金償還完了通知書	別記第 48 号様式その 2
寡婦福祉資金償還完了通知書	別記第 48 号様式その 3